

教第57号議案

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則の件

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年1月17日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「児童養護施設」の次に「，同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設」を加える。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

理 由

就学援助を終了する要件に情緒障害児短期治療施設への入所を加えるにあたり，教育委員会規則を改正する必要があるため。

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

現在神戸市では、神戸市就学援助規則第9条第3号の規定により、就学援助の対象となっている児童生徒が児童養護施設又は児童自立支援施設に入所した場合は、施設措置費において学用品費等が支給されることとなるため、重複支給をさけるべく就学援助を終了している。

情緒障害児短期治療施設についても、入所する児童生徒に対して、施設措置費において学用品費等が支給されるが、神戸市北区に情緒障害児短期治療施設「しらゆりホーム」が開設されたことに伴い、児童養護施設等と同様に施設への入所をもって就学援助を終了させるため、規則の改正を行う。

2 改正の概要

神戸市就学援助規則第9条第3号において、児童養護施設又は児童自立支援施設への入所をもって、就学援助を終了させると規定しているが、就学援助終了の要件に情緒障害児短期治療施設への入所を加える。

3 改正規則の施行予定日

平成29年4月1日

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

現行	改正案
略	略
<p>第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1項の届け出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届け出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。</p>	<p>第9条 教育長は次の各号に掲げるもののほか、前条第1項の届け出があった場合は、第6条に規定する認定期間中であっても、被認定者に該当する者でなくなった日の属する月の末日をもって就学援助の終了を決定する。ただし、届け出に係る事由の発生した日が月の初日である場合は、当該事由の発生日の属する月の前の月の末日を就学援助の終了の日とする。</p>
略	略
<p>(3) 被認定者の児童又は生徒が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設 _____ _____ 又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき</p>	<p>(3) 被認定者の児童又は生徒が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条に規定する児童養護施設、<u>同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設</u>又は同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき</p>
略	略

「神戸市就学援助規則」の一部改正についての意見公募の結果

1. 意見を公募した規則

神戸市就学援助規則

2. 実施期間

平成28年11月17日（木）から12月16日（金）まで

3. 意見件数

0件